

國學院大學學術情報リポジトリ

中世イングランドにおける商慣習法と陪審： イングランド陪審史の一断面

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001094

中世イングランドにおける商慣習法と陪審

—— イングランド陪審史の一断面 ——

捧
剛

- はじめに
- 一 商慣習法とは
 - 二 各市における裁判と陪審
 - 三 国王の裁判所における商慣習法
- まとめ

はじめに

1

中世イングランドにおいては、コモン・ロー及びエクイティとは別に、教会法及び商慣習法と称せられる法体系が存在していた。両法とも、一九世紀までには、実質的にコモン・ローに吸収されることとなったが、それまでは、それぞれ独自の排他的管轄権を有する裁判所によって運用されてきていた。したがって、それらは、中世イングランド法体系には欠くことのできない重要な法源であったといえる。

しかし、これまでのところ、我が国においては、それらの法の実態、とりわけそれらが各裁判所においてどのように運用されていたかについて、明らかにされてきたとはいえない。また、イギリスにおいても、それらの法、とりわけ商慣習法については、それほど多くの研究がなされてきたわけではない。⁽¹⁾

そのような状況でも、イギリスにおいては、セルデン協会から三巻にわたって『商慣習法判例選集 (Select Cases on the Law Merchant)』が出版されており、貴重な史料が容易に入手できるようになっている。そして、そこに収録されている中世の商慣習法に関する裁判記録をみると、商慣習法はコモン・ローとは大きく異なり、したがってそれを運用する裁判所もコモン・ローとは異なっているという従来のイメージは、少なくとも初期の段階においては、修正されるべきであると感ぜられた。

そこで、本稿では、中世イングランド、とりわけ一三〇一—一四世紀において、商慣習法がどのように運用されていたのかを、主として上記の『商慣習法判例選集』によりながら概観することとしたい。ただし、後述するように、大まかに分けても、商慣習法は、現在の法体系でいえば海商法と商事法を含んでおり、本稿で扱えるのは、商事法のみで、海商法については、また別の機会に譲ることにしたい。また、商慣習法の運用実態を概観する視座を、陪審制度に据えたいと思う。その理由は、一般的に、陪審というものがコモン・ロー裁判に固有の制度であると考えられているが、必ずしもそうでないことを示すことにより、商慣習法の歴史だけでなく、陪審制度の歴史にも新たな光を投げかけることができると考えるからである。

一 商慣習法とは

それではまず、中世イングランドにおける商慣習法がどのようなものであったのかをみることから始めたい。

中世の商取引の多くは、市いちから市いちへと国中を移動する旅商人によって行われており、その旅商人は、取引に関する紛争を解決するために、各市ごとに、臨時の簡易な裁判所を設置することを慣習としていた。これらの簡易な裁判所によって運用されていた法は、基本的には慣習に基づくものであったが、国際的性質を有するものでもあった。具体的には、主として①ローマ法の万民法 (*Jus gentium*: ローマ帝国各地の商人の要求を満たし、発達したローマ法の一部) に基づく国際取引慣行、②主としてギリシアの古代ロードス島海法に基づく海事法及び③市または市場での取引に対する警察的規制から構成されていた。⁽³⁾

イングランドにおいては、ロンドン、ブリストル、オックスフォード及びウインチェスタといった中世の都市は、商行為を司る慣習の体系を有しており、他の都市は、これらの有名な都市の法をモデルにしながら自己の商慣習法を作り上げた。より具体的には、「証拠、売買その他の契約の証明方法、並びに割符 (*tally*) 及び手付け金 (*God's Penny*) の法的価値⁽⁴⁾」に関する諸原則からなっていた。これらの法は、当該市にいるイングランド及び外国双方の商人に対して適用された。こういった旅商人は、中世の共同体の中にあつて独特の地位を占めており、彼らに適用される法及びその法を運用する裁判所がコモン・ローと異なるのは、一義的にはそのことよつてゐる。ただし、「商慣習法は、商人のための特別な法というよりむしろ、商取引のための特別な法であつた⁽⁵⁾」とされる。

それでは、以上のような特徴を有する商慣習法を運用していたのは、いかなる裁判所であつたのか。それを、次

にみることにする。

① 市裁判所・パイパウダー裁判所

まず、初期において最も重要な地位を占めていたのが市裁判所 (fair court)・パイパウダー裁判所 (piepowder court) である。これらの裁判所は、略式かつ迅速に裁判を行うために、各市または各市場ごとに設置された、最も一般的な商慣習法裁判所であった。職業法律家は、裁判官をつとめる商人が行商で汚れた足で法廷にやってくることを主張し、当該裁判所を軽蔑していた。このような理由から、職業法律家は、これらの裁判所を *pieps poudres* 裁判所、すなわち「汚い足」の裁判所と呼び、この二語のフランス語がイングラント人に広く「パイパウダー」と誤って発音されたのである。⁽⁶⁾

そもそも、市を開催することの許可は、国王大権の一つであるが、ノルマン征服以降の市開催の許可には、明らかに当該市における裁判管轄権の賦与を含むものがあつた。たとえば、ウィリアム征服王 (William the Conqueror, 1066-1087) は、ソーニー (Thorney) のセント・メアリー教会 (Church of St. Mary) に対して、ヤックスリー (Yaxley) のマナにおいて「(領主) 裁判権及び場代徴収権 (sac and soc and toll)」とともに、市を開催することを認めている。また、ヘンリー一世 (Henry I, 1100-1135) の治世には、裁判権は、市の開催に当然従属するものと考えられていたようである。前述のセルデン協会刊の『商慣習法判例選集』の編者の一人であるグロス (Charles Gross) によれば、ヘンリー一世は、ウィンチェスタ司教 (bishop of Winchester) に対して、ウィンチェスタにおけるセント・ジャイルズ市 (fair of St. Giles) の開催を、また、ラムジー大修道院 (abbey of Ramsey) に対して、セント・アイヴズ市 (fair at St. Ives) の開催を、「イングラントのいずれの市も有する裁判権

「(sac and soc and infangthief)」⁽⁷⁾ にも認められている。そして、ヘンリー二世 (Henry II, 1154-1189) の治世以降は、市の開催を認める許可証に特別の記述がなくとも、裁判権は賦与されたものと解されていた。⁽⁸⁾

自治都市 (borough) も、市が開催される間、パイパウダー裁判所を開催し得た。しかし、自治都市におけるパイパウダー裁判所の中には、市の開催とは無関係に開廷することができてもあった。ただし、その場合でも、当該自治都市にやってきている商人の利害のために、必要に応じて開廷されたのであって、自治都市市民間の訴訟は、扱うことができなかつたとされる。⁽⁹⁾

このパイパウダー裁判所の特徴は、なんといつてもその手続の簡略性と事件処理の迅速性である。⁽¹⁰⁾ 訴訟は、令状なしで開始され、召喚された者は、一日以内に出廷することが求められた。また、召喚されたにも関わらず、出廷しない場合には、その者の商品は差し押さえられ、査定の後、売却される。⁽¹¹⁾ グロスは、このことをよく示す例として、一四五八年のコウルチェスタ (Colchester) のパイパウダー裁判所の事件処理を挙げている。その記録によれば、原告は、午前八時に金銭債務の返還を求めて訴訟を提起し、被告は、九時に出廷しよう召喚されている。そして、九時に被告が出廷しなかつたために、廷吏 (Sergeant) は、被告を一〇時に出廷させるためにその身柄を拘束しよう命じられている。記録には、被告は、その後、一〇時、一一時及び一二時にも出廷しなかつた旨が記載されており、最終的に原告勝訴の判決が下されている。差し押さえられ、査定された被告の商品は、当該事件の記録が作成された午後四時に原告に渡されている。⁽¹²⁾

本稿で扱うのは、もっぱらこの裁判所における実務である。

② 指定市場裁判所

次に、重要な商取引上の紛争を解決するために、国王によって設置された公式裁判所であるところの、指定市場

裁判所 (staple court)⁽¹³⁾がある。この裁判所設置の主たる目的は、外国商人に好都合でかつ理解ある法廷を提供することによって、イングランドにおける外国商人の取引を奨励することにあつた。この裁判所は、一三五三年にエドワード三世 (Edward III, 1327-1377) 治世第二七年の第二制定法⁽¹⁴⁾によって認められたもので、各指定市場において市長 (mayor) または執行官 (constable) により運用されていた。市長及び二名の執行官は、一年ごとに選出され、国王の裁判所に留保された自由土地保有及び重罪事件以外の裁判管轄権を有し⁽¹⁵⁾、二名の外国商人の助言を得るものとされていた⁽¹⁶⁾。このように、指定市場裁判所については、エドワード三世治世第二七年の第二制定法⁽¹⁷⁾によってその詳細が定められており、そこにおける陪審の利用についても興味深い点が多々存する。しかし、残念なことに、その初期の記録は残されていない⁽¹⁷⁾。

③ 海事裁判所

エドワード三世はまた、海事高等裁判所 (High Court of Admiralty) を確立した。この裁判所は、主として海事奉行 (admiral) によって運用され、海賊の処罰並びに船荷及び海上取引に関する国際的紛争を解決する職務を担う公式裁判所であつた。この裁判所が置かれるまでは、海事事件は、もっぱら港町の裁判所が扱っていた⁽¹⁸⁾。これらの裁判所における、陪審利用を含む訴訟手続の詳細についての検討は、次の機会に譲ることにした。

二 各市における裁判と陪審

それでは、前述した商慣習法を運用する三種の裁判所のうち、一番最初に述べた市裁判所またはパイパウダー裁判所に絞って、陪審利用の実例をみてゆくことにしたい。

1 陪審の構成

まず最初に、市裁判所における陪審員の人数であるが、今回参照し得た一四世紀までの記録⁽¹⁹⁾の中には、陪審員の数を具体的に示すものは存しなかった。したがって、いかなる事件に何名の陪審員があてられていたのかを、直接知ることはできない。しかし、一五五七年及び一五八四―五年のレスター (Leicester) 市裁判所の記録には、一二名の陪審員の氏名が記載されており、⁽²⁰⁾また、一六三八年のホールトン (Halton) 市裁判所の記録にも、同様に一二名の陪審員の氏名が記載されている。⁽²¹⁾このことから判断すると、陪審員の数はコモン・ロー裁判の場合と同じく二名であると考えられるが、一二八七年四月一五日のセント・アイヴズ市裁判所の記録には、宣誓したブリッジ・ストリート (Bridge Street) の陪審員として一名の氏名、及びグリーン (Green) の陪審員として六名の氏名があげられている。⁽²²⁾記録をみる限り、総計一七名からなるこの陪審は、もっぱら告発を行っているが、⁽²³⁾告発陪審であるとしても人数はかなり例外的といえる。確かに、一二世紀から一三世紀には、コモン・ロー裁判所においても二名以外の陪審は決して珍しくなかったが、奇数名から構成されることはきわめてまれである。⁽²⁴⁾したがって、数名が出廷しなかったと考えるのが妥当であるかもしれない。

一方、陪審の構成については、いくつかの記述が見られる。第一に、市裁判所における陪審は、事件の生じた地域、すなわち市のたつ地域の近隣の者と商人とから構成されることである。たとえば、一二八七年五月七日のセント・アイヴズ市裁判所では、商人と近隣の者からなる陪審が、ベイリフのもとからポット及び皿を奪還した者を告発し、その者には四シリングの罰金が科せられたとする記録が存する。⁽²⁵⁾このような、商人と近隣の者からなる陪審は、商慣習法を運用する裁判所に特有のものである。

しかし、事件が二つの土地に関わる場合に、その双方から陪審が選出される点は、コモン・ロー裁判所と変わらない。その例としては、一三〇〇年五月二五日のセント・アイヴズ市裁判所において、契約違反につき争われた事件がある。この事件では、原告がニーディングワース (Needingworth) の住人であり、問題となっている捺印契約もニーディングワースの原告の自宅において作成されたものであるために、ニーディングワースと、裁判が行われているセント・アイヴズの双方から陪審が選出されている⁽²⁶⁾。

また、訴訟当事者に外国人が存する場合も、陪審の構成は特殊となる。この例は、市裁判所ではあまりみられるところではないが、指定市場裁判所については、前述のエドワード三世の制定法によって明確に定められている。すなわち、訴訟当事者の双方が外国人であった場合には、外国人による陪審が、また、当事者の一方が外国人であった場合には、半数が外国人で残りの半数がイングランド人からなる陪審が構成されるのである⁽²⁷⁾。後者については、国王の裁判所が商慣習法事件を扱うときにも利用された例がある⁽²⁸⁾。

2 民事事件

エドワード四世 (Edward IV, 1461-1470, 1471-1483) の治世第一七年の制定法第二⁽²⁹⁾条によると、市裁判所の扱える民事事件は、市の開催されている地区内で、当該市の開催期間内に生じた事件、または提起された訴訟に限られる。たとえば、原告は、訴訟にかかる契約が当該市の開催されている場所において、その期間内に作成されたものであることを宣誓する義務を負っている。ただし、判決は、別の市の開催時まで延期することができ、さらに、慣習によって、市裁判所を開催する自治都市については、市が開催されていない間にも訴訟も扱うことができるという例外が存する。市裁判所において扱われる事件の種類については、その大部分が金銭債務及び契約に関する訴訟、

並びにトレスパスなどの不法行為訴訟であり、訴額の制限は存しない。通常、土地に関する訴訟は、国王の裁判管轄権に属するものとされるが、これにも例外がないわけではなく、ウィンチェスタにおけるセント・ジャイルズ市裁判所は、土地に関する訴訟を扱う権限が与えられていた。⁽³⁰⁾

それでは、実際にどのような民事事件が市裁判所で審理され、その審理にどのように陪審が関わっているのかをみることにする。

① 金銭債務

一二八七年五月九日にセント・アイヴズ市裁判所が処理した事件は、市裁判所が扱う典型的な民事事件である。

この事件は、ヘイモン・ジ・オルネイガー (Hamon the Alnager) が、エリス・フェイヴァー (Ellis Favere) を訴えたものであるが、そこでヘイモンは、エリスが一七シリング五ペンス半の割符を不法留置していると主張した。具体的には、エリスは、エドワード王の治世第一一年のセント・アイヴズ市において、ヘイモンから割符によって二四シリング六ペンスを取得していたが、当該金銭の一部は、同年のセント・アイヴズ市における、弁済分として支払われ、残りは、翌年のポストン市及びセント・アイヴズ市での弁済分として支払われたものであった。したがって、ほぼ全額をエリスに支払ったことになり、残額は三シリングだけである。しかし、この三シリングのために、エリスは翌年のポストン市において、総額一四シリングの価値のある金庫、ナプキン、タオル、オーバーコート及び枕を差し押さえ、ヘイモンに半マークの損害を与えたというのである。エリスは出廷して、不法行為及び力の行使の一切を否認した。そして、主張されている割符に關し、ヘイモンがエリスに対して何も支払っていないことは、良きインクエストにより審査され得るとして、事実の判断をインクエストに委ねることを求めた。ヘイモンも同意

したため、陪審員が召喚され、出廷した陪審は次のように述べた。すなわち、ヘイモンは、エリスに対して一ペニも負っていない。したがって、エリスは当該割符によって何も回復されない。最終的に、割符は破棄され、エリスは偽りの主張により、六ペンスの罰金を科せられた。⁽²¹⁾

もう一つの典型的な民事事件の例として、一二八七年五月一二日の記録にある事件を挙げる。

当該事件は、ロウフォード (Lawford) のウイリアムが、ノーサンプトン (Northampton) のレジナルド (Reginald)・ジョン・リヴェット (John River) 及びジョン・タンカス (John Tankus) を訴えたものである。ウイリアムは、レジナルドらが不法留置を行い、五マークの銀を支払わないと主張している。より具体的には、ウイリアムは、エドワード王の治世第一五年の昇天日 (Ascension Day) の前の日曜日に、彼の馬をセント・アイヴズ村のジオフリー・ロング (Geoffrey Long) の家屋内にて販売していたが、前述のレジナルドらがそこにやってきて、当該馬に値を付け、銀五マークで馬をウイリアムから購入した。代金については、銀五マークまたは五マークの価値を有する服で、前述の日曜日に支払われることになっていたが、レジナルドらは、支払いにきた際に、馬との交換で支払う五マーク相当の服の代わりに、別の服を持参した。ウイリアムが判断したところ、当該服は代替品として適切でなく、五マークの価値はなかったが、レジナルドらは、服をその場に残し、当該馬をウイリアムの厩舎から持ち去った。そこでウイリアムは、その持ち去った行為が、大修道院長の平和とウイリアムの意思に反して行われたものであり、さらに、彼らが現在も当該馬を留置し続けており、ウイリアムに総額四〇シリングの損害と、不名誉を与えたと主張して、訴えを提起したのである。

レジナルドらは、身柄を拘束された上で出廷し、不法行為及び力の行使、並びに平和に反したこと、及びウイリアムに四〇シリングにのぼる損害を与えたことを否認した。彼らは、当該馬の売買に関する契約及びその価格につ

いてすべてを認めたが、当該馬をウィリアムの意思に反して持ち去ったことはないと主張した。そして、ウィリアムが契約及び当該馬の販売、並びに当該服の受け取りに満足し、彼の権限と自由意思をもって当該馬を彼の厩舎からレジナルドの家屋へ連れてきたのだと主張し、そのことにつき、商人と近隣の者によるインクェストを要求した。出廷した商人と近隣の者からなる陪審は、次のように述べた。すなわち、レジナルドの仲介人であるジョン・リヴェットは、レジナルドの命令と同意をもって、ウィリアムの意思に反して当該馬を連れ去ったのであり、ウィリアムは当該服には決して満足していなかった。この評決を受けてレジナルドは、自己の購入した当該馬をそのまま保持し得るものの、ウィリアムに対して賠償とともに五マークを支払うこと、並びにトレスパス及び詐欺につき四シリングの罰金を支払うべきことを命じられた。⁽³²⁾

ある意味で、この事件には、次に述べる契約違反、不法留置及び不法行為といった、市裁判所が扱う民事事件のあらゆるエッセンスが含まれているともいえる。

② 契約違反

契約違反に関する事件については、陪審の構成の項で述べた一三〇〇年五月二五日の事件⁽³³⁾のように、市またはその他の場所における売買契約に関するもののほか、市が開催されている間、そこに留まる商人が借り受ける家の賃借契約についての事件も多い。

たとえば、一二九五年五月一九日には、セント・アイヴズ市が開催されている間、原告が借り受ける家の並びにある被告の家に売春婦を招じ入れないことを条件として、二一ペンスで家屋を借りた原告が、当該約束を被告が破ったことを理由の一つとして、訴えを起こした記録がみられる。⁽³⁴⁾

③ 不法留置

金銭債務及び契約違反に関する事件と不可分なのが、不法留置 (unjust detention) の訴えである。これは、金銭債務を支払っていないために、または契約に違反したために本来は手元に置く権利を有していないにも関わらず、一定の物品を不当に所持していることを訴えるもので、金銭債務の項で挙げた例にも見られるように、金銭債務及び契約違反を主張する原告は、通常、不法留置の主張も行う。そして、不法留置自体は、軽罪を構成し、罰金が科せられるのが通例である。

たとえば、一二八七年五月一〇日には、モーリス・スーター (Morris Sutor) が、サイモン・セラールから運搬のために預かった牛革を不当に留置したとの、近隣の者と商人からなる陪審の評決に基づいて、被告であるスーターは、当該皮革の弁済と損害賠償を命じられた上に、不法留置につき六ペンスの罰金を科せられたとの記録が存する。⁽³⁵⁾

④ 不法行為

不法行為も、金銭債務及び契約違反と関連することが多い。たとえば、前述した一二八七年五月一二日の例では、十分な代金を支払わずに、売り手の意思に反して馬を連れ去ることは、不法行為にあたりとされるのである。

しかし、もちろん金銭債務などとは関係なく不法行為が成立する場合もある。たとえば、一二八七年五月六日の記録には、原告を「盗人」呼ばわりしたことに対するトレスパス訴訟が提起され、商人と近隣の者からなる陪審は、二シリングの損害賠償を認めている。⁽³⁶⁾

また、民事と刑事との区別がやはり曖昧で、不法留置同様に、不法行為についても、損害賠償以外に罰金が科せられるのが通例である。前述のトレスパス訴訟でも、被告には一二ペンスの罰金が科せられていた。⁽³⁷⁾

⑤ その他

最後にやや特殊な例として、ある共同体に属していることにより何らかの権利または義務が生じ、その権利を主

張するとき、またはその義務違反を問われたときに、自分が当該共同体に属しているか否かを陪審に判断させる例を挙げる。

これは、一二七〇年五月六日の記録にあるもので、リン (Lynn) の共同体の一員として、ジョン・カーリア (John Currier) の訴えを審理するために出廷したウィリアム・ホルドコーン (William Holdcorn) は、法廷侮辱で一二二ペンスの罰金を科せられたが、その後、自分はリンの住人ではないと主張し、その点につき陪審に委ねることを求めた。陪審は、彼がリンの住人ではないこと、したがって問題となっていない訴えを審理し、物品を差し押さえられることはない⁽³⁸⁾と述べている。

3 刑事事件

市裁判所は、刑事事件に関しても一定の管轄を有しており、そこでも陪審が利用されている。ただし、次の点に留意する必要がある。

まず第一に、市裁判所の記録に見られる刑事陪審は、ほとんどが告発陪審だということである。審理陪審については、「善悪 (de bono et malo)」の審問の陪審が利用された例が、わずかにあるだけである。

第二に、それでは、告発された犯罪についていかなる審理がなされていたかであるが、通常は、告発陪審の告発のみをもって刑罰が科せられているということである。これは、重罪に関する裁判管轄権を国王の裁判所が留保していたため、市裁判所では、軽罪のみが扱われていたことよると思われる。ただし、民事事件における土地に関する訴訟のように、重罪の裁判管轄権についても例外があつて、たとえば、セント・ワーバラ (St. Werburgh) 大修道院の開催するチェスタ市裁判所は、人の死以外の重罪について審理する権限を有していた⁽³⁹⁾。

第三に、民事事件の項でもふれたように、中世法及びイングランド法の常として、民事と刑事の区別は、決して明確でないということである。とりわけ、トレスパス、ニューサンスといった不法行為法については、そのことがいえる。

以上の三点に留意した上で、市裁判所の扱った刑事事件の例を見ることにする。

① 告発陪審

前述のとおり、市裁判所が扱う刑事事件は、大部分が軽罪事件である。これらは、告発陪審により告発され（記録中には私的訴追の例はあまりみられない）、通常は、そのことのみをもって罰金刑が科せられている。

主としてどのような行為が告発の対象とされていたかを、具体的に記録から探ると、まず目に付くのが売買春である。たとえば、一三〇二年五月一六日には、ブリッジ・ストリートの陪審が五件、グリーンズの陪審が三件の売買春を告発しており（ただし、一件は虚偽の告発）、そのことをもって、被告発人は、それぞれ六ペンスまたは一二ペンスの罰金を科せられている。⁽⁴⁰⁾ 科せられる刑罰については、ある程度の柔軟性が認められ、たとえば、一二八七年四月三〇日に買春について告発された者は、貧しいことを理由として罪を免除されている。ただし、この事件では、同時にベイリフに対して、売春婦を逮捕すべきとの命令が出されている。⁽⁴¹⁾ また、一三〇〇年五月一二日になされた三件の買春の告発については、罰金に加えて、市からの退去命令が発せられている。⁽⁴²⁾

次いで、市場妨害 (Forestaller) である。これについては、一三二二年五月一〇日の記録が例として挙げられる。そこには、羊毛とハムについてそれぞれ一件ずつの市場妨害が記録されているが、前者の場合、被告発人は、待ち伏せをし、当該羊毛商品を横取りし、市の慣習に反して市の外部である村のはずれなどで当該商品を販売したことを告発されている。⁽⁴³⁾

最後に、パブリック・ニューサンス及び市場を危険にさらす行為である。たとえば、前述一三〇〇年五月一二日には、火に近すぎる場所にペントハウスを建て、村を非常な危険にさらさせたこと、⁽⁴⁴⁾並びに一三二四年五月二五日には、二件の防火用水の不備、道路を清掃しなかったこと、道路の遮断、及び市の中央に道化師(merry-andrew)を招き入れ、商人に対して妨害と危険をもたらしたことがそれぞれ告発されている。⁽⁴⁵⁾

② 「善悪」の審問の陪審

この「善悪」の審問の陪審は、一二一五年の第四回ラテラノ公会議における神判の事実上の禁止以降、イングランドにおいて、有罪・無罪の証明方法として広く利用されるようになったもので、刑事審理陪審の起源ともいえるものである。⁽⁴⁶⁾

市裁判所では、一二九一年五月一〇日に、窃盗事件につき「善悪」の審問の陪審が利用された記録がある。この事件は、女性が二名の者を、自宅から一足の靴を無断で持ち去ったことについて私的訴追⁽⁴⁷⁾を行ったもので、当該靴は購入したものであると主張する被告に対して、陪審は、当該靴が無断で持ち去られたものであることを認めた。ただし、その靴の価値がきわめて低いこと、及びいずれの者も生命を奪われ、または身体を傷つけられていないことを理由に、被告は市から立ち去り、二度と戻らないことで許された。⁽⁴⁸⁾

また、同年五月二八日にも窃盗事件につき、「善悪」の審問の陪審が利用された例がある。この事件は、三ブツシエルのモルトの窃盗についての事件であるが、訴追者である女性、アリス(Alice)は、出廷した際に、当該モルトを所持していたために拘束された女性、モード・フランシス(Maud Francis)への訴追を取り下げる旨を述べた。⁽⁴⁹⁾そのため、アリスに代わって執事が、あたかも国王による訴訟であるかのように、モードに対して、窃盗により当該モルトを入手したとされることについて、いかに否定するかを質した。これに対して、モードは近隣の者からな

る「善悪」の審問の陪審を求めたものである。出廷した陪審は、当該モルトは、見ず知らずの者がモードの家に持ち込み、モードは、その者の申し出に基づき、当該モルトをもとに八ペンスを貸付金としてその者に渡したものであると述べ、結局、モードは無罪となっている。⁽⁵⁰⁾

いずれの場合も、女性による私的訴追の例で、一二五年以前のCOMMON・ロー裁判所にあっても神判を利用しない特殊なカテゴリーに属するものである。したがって、この当時すでにCOMMON・ロー裁判所で頻繁に利用されていた、審理陪審としての「善悪」の審問の陪審ではない。

③その他

最後に、陪審そのものに対する犯罪の例にも、簡単にふれておく。この例としては、一三二四年四月二四日の記録にある「陪審に対する侮辱」が挙げられる。⁽⁵¹⁾ 同年六月二日の記録には、陪審により課せられた二〇シリングと一六ポンドの借金を支払わなかったことにより、罰金を科された例⁽⁵²⁾が存するが、これは、陪審に対する侮辱というより、不法留置に対する処罰と考えられる。

4 陪審の処罰

陪審処罰の実務についても、COMMON・ローと大きく変わるところはない。処罰の理由は、主として、次の三つである。すなわち、①召喚拒否及び不出廷、②告発陪審による犯罪の隠匿、並びに③虚偽の告発及び虚偽の評決である。

①陪審員の不出廷

陪審として召喚されたにも関わらず出廷しなかったことにより罰せられた例としては、一二九一年五月一二日の

記録がある。ここでは、陪審として出廷しなかった三名の者から、六または一二ペンスの罰金を徴収した旨の記述がみられる。⁽⁵³⁾ また、一三〇二年五月一六日の記録にも、三名の者が、陪審として出廷しなかったことにつき、六ペンスの罰金を科せられている(ただし、一名は、買春も行っていたために一二ペンスの罰金を科せられている)⁽⁵⁴⁾。

陪審員が出廷しないために、陪審員の数が足りず審理が延期されることはまれではない。ただし、残念なことに陪審員の数に関する記録が乏しいため、何名が出廷すれば陪審を構成し得るのかは不明である。また、召喚されたにも関わらず陪審員が出廷しないというだけでなく、陪審として召喚されるべき商人がすでに市を立ち去ってしまった場合にも、陪審員が不足し、判決を延期せざるを得なくなる。たとえば、前述の一三〇二年六月一日の契約違反に関する訴訟は、「インクェストを構成すべき商人が市を立ち去ってしまったために、翌年の五月二日に延期されている。⁽⁵⁵⁾ このほかにも、一四二九年三月五日の記録にも債務に関する裁判が陪審員の不足により延期されている例がみられる。⁽⁵⁷⁾ また、延期された裁判は、その後の年の市にいる商人により構成され、当該商人の判断により、当事者の一方が欠席しても行われる。⁽⁵⁸⁾

② 告発陪審による犯罪の隠匿

告発陪審が犯罪を隠匿したことを理由として処罰された例としては、一二八七年五月七日の次の記録がある。すなわち、陪審は、市が開催されている間、グリーンの手すべの者が防火用水を蓄え、また、グリーンのかなる者も、ニューサンスとなる穴や溝、及び違法な醸造に関わっていないことを述べたが、五月六日に、三名の者が防火用水を蓄えていないこと、及びそのうちの一名の者が、自己の裏庭に通行の妨げとなるような溝を設け、かつ禁止されている醸造を行っていたことが発見された。防火用水不備のみを指摘された者に対する罰金が免除され、また三つの罪を犯したとされた者に対する罰金が六ペンスであったのに対し、当該事実を隠匿したとされた陪審員には

二シリングの罰金が科せられている。⁽⁵⁹⁾

③ 虚偽の告発・評決

さらに、告発陪審については、虚偽の告発をした場合にも処罰の対象となる。この例としては、一三〇二年五月一六日の記録がある。当該記録によると、虚偽の告発をなしたとされた陪審に対しては、一二ペンスの罰金が科せられている。⁽⁶⁰⁾

一方、虚偽の評決については、今回参照した記録の中にその例を見いだすことはできなかったが、一三一二年五月二日の記録において、他の一一名の見解に従わなかった陪審員が、「欺瞞的かつ悪意をもって」他の一一名の見解に反対したとして処罰された（二〇ペンスの罰金）例をみることができ⁽⁶¹⁾る。この実務も、コモン・ロー訴訟においてもみられるものであるが、⁽⁶²⁾これは、個々の陪審員が真実を述べることを確保するためというよりも、むしろ全員一致の評決への強い要請の結果であると考えられる。

5 手続

訴訟手続の簡略性が特徴とされる市裁判所であるが、記録を見る限り、陪審が利用される場合には、その手続は国王の裁判所、とりわけ巡回裁判所のそれと大きく変わらない。すなわち、原告が出廷し、自己の主張を申し述べた後、被告が出廷し、反論する。この際、事実問題につき争いが生じ、かつ当事者双方が陪審を利用することに合意した場合には、当該事実の判断が陪審に委ねられる。⁽⁶³⁾

また、陪審は事実の証明方法であるから、証明すべき事実が存しない、または事実の証明の以前に法的な問題により事件が解決され得るときには、陪審は召喚されない。このことも、国王の裁判所と同じである。

後者の例は、一二九三年五月一四日の記録にある。記録によれば、ロンドンのアビンドン (Abingdon) のジョンの受任者 (mandatory) であるウィリアムは、次のような理由をもってウィリアム・マーティン (William Martin) に対して訴訟を提起した。すなわち、被告のウィリアムは、エドワード王の治世第二一年の聖処女キャサリン祭 (feast of St. Catherine the Virgin) 後の水曜日にロンドンにおいてジョンから服を購入し、代金の一一ポンドを次のスタムフォード (Stamford) 市において、ジョン本人またはその受任者に支払うことになっていたにもかかわらず、支払いを行わず、また、当該服を未だ不法留置をしており、多大な損害を与えたものである。そして、原告のウィリアムは、被告のウィリアムがジョンに一一ポンドの債務を負っており、スタムフォードにおいてジョン本人またはこの書証を所持する受任者にその一一ポンドを支払うことを証言した旨を示す書証を法廷に提出した。ウィリアム・マーティンは、出廷し、ジョンが債務消滅証書 (acquittance) により当該債権を放棄したので、原告はジョンに代わって当該債権に関し何も要求し得ないと主張し、当該債務消滅証書を提出した。原告のウィリアムは、被告のウィリアムが提出した債務消滅証書は、ジョンの作成した捺印証書 (deed) ではないと主張し、その点につきインクレストによる証明を要求した。しかし、被告のウィリアムは、人が他者の作成した捺印証書を否定し、または無効にすることは違法であると主張し、受任者たるウィリアムが委任者であるジョンの捺印証書を否定し得るか否かの判決を求めた。裁判所は、被告のウィリアムの主張を認め、陪審を召喚することなく、原告のウィリアムは何も取得し得ないこと、及び虚偽の訴えにより罰金を科せられることを認めた。⁶⁴

また、事実ではなく、一定の商慣習法が存在するか否かを陪審が判断する場合もある。一三〇二年五月二五日の不法行為事件で、原告が、当該不法行為の行われた日付を「今年の棕櫚の聖日 (Palm Sunday) の前の水曜日」としたのに対し、被告は、あらゆる裁判所の慣習によっても、原告は年をエドワード王の治世第二九年なのか第三〇

年なのかを特定しなければならず、そうされていない以上、原告の申立に答える必要はないと述べた。原告は、原告の訴えが、エドワード王の治世第三〇年の聖オーガスティン祭 (Feast of St. Augustine) の金曜日申し立てられている以上、裁判記録の見出しをみれば、だれにでも年月日を十分に知ることができるから、原告は商慣習法にしたがって、適切に訴えを起こすことができると主張した。そして、両当事者とも、日付の特定に関する商慣習法について、「商人とその他の者」による判断に委ねた。⁽⁶⁵⁾

このような例を、陪審として考えることには問題がないわけではない。そもそも、エドワード四世治世までは、商人は、商慣習を最も知り得る者であるために、「判決発見人 (doomsman)」とも考えられていたからである。⁽⁶⁶⁾ たとえば、エドワード二世の治世には、四都市から一二名の商人が王座裁判所に召喚され、商慣習法についての証言を求められた例が存する。⁽⁶⁷⁾ その一方で、国王の裁判所では、一定の法に関する知識を有する者を陪審として召喚した例も存する。たとえば、一二〇一年の沼地をめぐる新侵奪不動産占有回復訴訟においては、ヘンリー二世の沼地に関する法についての知識を有する者が陪審として選出されている。⁽⁶⁸⁾ 事実に関するものまたは法に関するものとは問わず、知識が求められている点のみに着目すれば、いずれも陪審であるとしてよいと思われる。

さらに、商慣習法では陪審が事実の証明方法にはならないことをうかがわせる事件が、一二九一年五月一〇日の記録に存する。この事件は、そもそもテムプスフォード (Tempsford) のウィリアムが、オースチン・チャプレイン (Austin Chaplain) を不法留置及び借りた三クォーターの小麦などの未返還で訴えたことに始まる。オースチンは敗訴し、訴訟維持保証物としての馬が差し押さえられたのであるが、ロクソトン (Roxton) のウォルター・デインズ (Walter Danes) が出廷して、ウィストウ (Wistow) のトーマス (Thomas) に管理されている当該馬が、自己の所有物であることを証明すると申し出たのである。ウォルターの主張は、疑いを抱かせるものだったので、良

きインクレストによつて審査されることとなつた。召喚された陪審は、次のように述べた。すなわち、ウォルターは詐欺と共謀によつて、当該馬を彼の所有物としたのである。彼は、ラテン・ゲイト (Latin Gate) 前の聖ジョン祭 (Feast of St. John) の日曜日には当該馬に何ら関わりなく (neither art nor part in the said horse) ⁽⁷⁶⁾、当該馬が差し押さえられた翌火曜日まで、当該馬について何の主張もしなかつた。これに対しウォルターは、次のように主張した。すなわち、彼は、自分が委ねることを求めたのでなく、執事 (Steward) ⁽⁷⁷⁾ により召喚されたインクレストによつて当該馬を取奪される得るものではない。彼は、当該馬がアーストン・チャプレンとの売買によつて自己の所有物となつたことを、商慣習法にしたがつて十分に証明する準備があるというのである。結局、より十分な審議を行うために判決は、延期されてゐる。⁽⁷⁸⁾

この事件では、ウォルターは、後に審議のために召集された商人によつて、雪冤宣誓により自己の主張を証明することが認められてゐる。このことは、当事者の同意を得ないで事実の判断を陪審に委ねることはできないということの意味するだけでも考えられるが、次の二点から、重要な例ともいえる。第一に、陪審の評決が覆されてゐること、第二に、召集された商人が証明方法を決していることである。いずれにせよ、ほかには同様の記録がないので明確な判断を下すことはできないが、市裁判所の手続の柔軟さを示す例といふことはできるであらう。

最後に、裁判を主宰し、陪審を召喚する執事の職権に関連して、特殊な手続の例を挙げる。それは、刑事事件及びトレスパス事件など、国王の平和または当該市を開催する領主の平和に関わる事件については、原告が告発または訴えを取り下げた場合であつても、裁判を主宰する執事が職権で (ex officio) 訴訟を継続し、陪審を召喚することである。たとえば、一三〇〇年五月十一日のトレスパス訴訟では、何度も召喚したにも関わらず、原告が出廷しない⁽⁷⁹⁾ために、執事が職権により、二名の被告が有罪か否か (culpabiles necne) につきインクレストを召喚して

(74) いる。ただし、これも、犯罪の隠匿を防止し、国王の平和を維持するための政策に関するものであって、商慣習法に特有の制度というわけではない。

三 国王の裁判所における商慣習法

① 国王の裁判所が商慣習法事件を扱う場合

これまでみてきたように、市に不可欠なものとして開催され、商慣習法を運用する市裁判所も、国王の裁判所のみが召喚できるとされていた陪審を頻繁に利用していた。これとは別に、国王の裁判所が商慣習法に関する事件を扱うことも、記録から明らかである。たとえば、国王の裁判所は、次のような場合に、商慣習法に関する事件の処理にあたった。

すなわち、第一に、事件または訴訟当事者の性質から特別な事情が生じる場合で、具体的には当事者が外国人である事件などである。第二に、国及び国王自身の政策に関わる事項を含む事件であり、この場合には、大法官の官吏または財務府の裁判官の意見によるところが大きい。第三に、専門の査定者または陪審による審理を必要とする事件である。これらの三つのタイプの事件の場合には、最初から国王の裁判所において審理されることもあれば、または他の裁判所で起こされた訴訟を国王の裁判所に移管して審理することもあった。そして、以上の三つに加えて、第四として、すでに、他の裁判所において審理され、判決が下された事件について、国王の裁判所が当該判決の誤りを審査し、訂正することがある。この場合には、通常、誤審令状 (writ of error) または移送令状 (writ of Certiorari) により記録が国王の面前に提出されることになる。当事者は、誤認を指摘し、確定するために出廷しな

なければならない。⁽⁷⁵⁾このほかに、猶予令状 (writ of grace) 及び告知令状 (writ of Scire facias) なども利用されたが、⁽⁷⁶⁾これらの令状に基づき訴訟が国王の裁判所に移管されて以降は、手続はもはやコモン・ロー上のそれである。⁽⁷⁷⁾いずれにせよ、商慣習法に関する事件を扱うからといって、国王の裁判所における通常の手続が変わることを示す記録はない。したがって、一般的には、令状が発行され、当事者が出廷し、お互いの主張を論じた後に、事実問題につき争いが生じた場合には、陪審が召喚され、評決及び判決が下される。⁽⁷⁸⁾陪審の召喚についても、裁判所がウエストミンスターにある場合には、シェリフに対して、当該事件の発生した地域の住人からなる陪審を召喚するよう命令が出されるのが通例である。⁽⁷⁹⁾その意味で、国王の裁判所において、商慣習法事件を審理する陪審については、特筆すべきことはあまりない。

② 半数が外国人の陪審 (jury of the half tongue)

ただし、国王の裁判所における半数が外国人の陪審については、少しふれておく必要があるであろう。指定市場裁判所に関しては、この陪審についての制定法上の規定が存し、重要な役割を担っていたことは前述のとおりであるが、この陪審が国王の裁判所にあっても利用されていた記録も、容易に見いだすことができる。ただし、半数が外国人の陪審は、そもそも商慣習法に関する訴訟のためだけに考案され、利用されたものではない。⁽⁸⁰⁾しかし、国王の裁判所が商慣習法に関する事件を扱う場合の一つが、訴訟当事者が外国人であることである以上、商慣習法に関する訴訟でこの陪審がよく利用されたことは、想像に難くない。実際に、外国語で記述された契約書や帳簿の内容を確定するためには、当該外国語を母国語とする外国人を陪審に組み入れることは、便利である以上に、不可避であったと思われる。⁽⁸¹⁾

たとえば、一三〇九年の財務府裁判所のトリニティ開廷期の記録には、次のような事件の記載が存する。すなわ

ち、チップピング・ノートン (Chipping Norton) のリチャード・ル・フェイチャー (Richard le Feytur)⁽⁸²⁾ は、ロンドンにおいて、フロレンス (Florence) のギルドの、アーネリック・ド・フリスコバルディ (Ermeric de Friscobaldi) らの訴えに応じるよう、拘束された。この事件では、リチャードが作成した捺印契約が、自己の自由意思でなしたもののか、または監獄の中に拘束されてなしたものが争われ、ロンバルディア人とイングランド人からなる陪審は、当該捺印契約がリチャードの自由意思により、監獄の外部で作成されたものであると述べた。⁽⁸³⁾

同様の例は、一三二一年の財務府裁判所のヒラリー開廷期の記録にも見られるので、半数が外国人の陪審は、国王の裁判所が商慣習法事件を扱う際に、頻繁ではないにしても、通常のものとして利用されていたと考えられる。

まとめ

これまでみてきたことから、次のようにまとめることができる。

一三世紀から一四世紀までは、コモン・ロー裁判所ではない市裁判所にあつてもかなり頻繁に陪審が利用されていた。そこで利用されていた陪審の構成は、その半数を商人が占めることを除けば、コモン・ロー裁判所のそれと大きく異なることはない。ただし、外国人が訴訟当事者となる可能性が高いことから、半数が外国人の陪審の利用を明確に想定している。このことは、指定市場裁判所及び国王の裁判所が商慣習法事件を扱うときに顕著である。

市裁判所における陪審は、市裁判所の扱い得るすべての事件に利用されている。したがって、民事では、金銭債務、契約及び不法行為に関する事件において、陪審の利用の例をみいだすことができる。これは、土地に関する事件の管轄権が、もっぱら国王の裁判所に留保されていたため、土地に関する事件において陪審が発達してきたコ⁽⁸⁵⁾

モン・ロー裁判所とは、その点で好対照をなす。

一方、刑事事件では、国王の裁判所とは幾分異なる点がみられる。最も大きな違いは、告発陪審のみが用いられ、審理陪審利用の例がほとんど見られないことである。ごく例外的に、「善悪」の審問の陪審が利用されているが、これも、告発陪審の告発を受けた者が利用しているのではない。結局、告発陪審により告発を受けた者は、そのまま、罰金または追放の処分を受けているのである。これは、モン・ロー裁判所において、すでに刑事審理陪審の利用が確立していたことを考えると特殊であるといえるが、市裁判所が軽罪のみを扱ったこと、及び市裁判所の特徴がその手続の簡略性にあつたことによると思われる。

次に手続面であるが、民事事件に限れば、モン・ローのそれをモデルにしているということができであろう（刑事事件については、前述の通り相違がある）。陪審の判断に委ねるべき争点を当事者双方の主張から決することなどがつて、当事者双方の同意に基づいて陪審に委ねること、及び基本的な陪審の機能が「事実の証明」であることなどは、モン・ローのそれと相違はない。ただし、陪審を召喚する手続⁽⁸⁶⁾、及び陪審の忌避の実態は、参照し得た記録からはあまり明確に浮かび上がつてこなかった。この点は、今後の課題の一つである。

最後に、陪審処罰についても、国王の裁判所と大きな違いは見受けられなかった。陪審に求められるのは、自己の知る真実を提供することにあるから、事実の隠匿及び虚偽の評決は、そのまま犯罪となるのである。

以上のように、少なくとも一三世紀から一四世紀までは、もっぱら商慣習法を司る市裁判所にあつても、モン・ロー裁判所とあまり変わらない陪審が頻繁に利用されていたことがかなり明確になつたと思う。しかし、本稿は、商慣習法史及び陪審史という大きなテーマの表面をなでたにすぎず、商慣習法と陪審の関係を、それぞれの歴史の中で正確に把握するためには、一五世紀以降、市裁判所における陪審の利用がどのように展開していったのか、ま

たは衰退していったのか、並びに市裁判所以外で商慣習法を扱う裁判所、とりわけ、指定市場裁判所及び海事裁判所において、陪審がどのように利用されていたのかを検討することがもう一つの今後の課題として残されている。

- (1) 23 SELDEN SOCIETY: I CHARLES GROSS, SELECT CASES CONCERNING THE LAW MERCHANT A.D.1270-1638 (LOCAL COURTS) (1908) xiii-xv.
- (2) もちろん「この」陪審は、事実の提供者としての機能を有する中世の陪審であつて、事実の判断者である近代的陪審とは異なる。また、各判例中で使われている原語も英語の「jury」にあたる「jurata」よりも、その起源とされる制度を表す英語の「inquest」にあたる「inquisicio」が使われることが多い。したがつて、すべて同じく陪審とどう訳語をあてることは妥当でないのかもしれない。しかし、「この」陪審の起源及び歴史一般について述べる余裕はなく、そうなることをまざままに訳し分けを行うことも、無用な混乱を招くだけと考えるので、一律「陪審」の語を利用することとする。ただし、本稿で扱う「陪審」は、中世の陪審であることに留意された。
- (3) P. W. D. REDMOND & I. N. STEVENS, GENERAL PRINCIPLES OF ENGLISH LAW (1990 6th ed.) 14.
- (4) 1 SIR FREDERICK POLLOCK & FREDERICK WILLIAM MAITLAND, THE HISTORY OF ENGLISH LAW (1898 2nd ed.) 467.
- (5) *Ibid.*
- (6) 訴訟当事者の足から土が落ちると同じほど迅速に判決が下されることからこの名前がついたとの説もあるが、誤りとされる。Gross, *op. cit. supra* note 1, at xiii-xiv.
- (7) ‘infangtheof’⁷は‘infangthief’⁸。マナまたは自治都市の管轄内で逮捕された窃盗犯に対する裁判管轄権で、当該窃盗犯は、通常、現行犯または盗品の所持により逮捕されたものである。マナ及び自治都市の刑事裁判管轄権は、この域を超えることはまぢなかつたとされる。POLLOCK & MAITLAND, *op. cit. supra* note 4, at 644.
- (8) Gross, *op. cit. supra* note 1, at xvi-xvii.
- (9) *Id.*, at xx-xxi.
- (10) 3 WILLIAM BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND (1768) 32. しかし、この手続の簡略性故に、ハイバウダー裁判所の記録はあまり残存してゐないともいわれる。

- (11) Gross, *op. cit. supra* note 1, at xxvi. 実際には「一時間以内に召喚に応じるよう求められることもまれではなかったとされる。」
- (12) *Id.*, at xxvi, 122-125.
- (13) 羊毛、皮革、鉛及び錫といった重要な産物をヨーロッパ大陸と交易し得る場所として指定された市場を、指定市場(*staple*)という。エドワード三世治世第二十七年の第二制定法第一条によると、ヨーク、リンカン、ウェストミンスター、チェスターなどイングランドに一〇カ所、ウェールズに一カ所、及びアイerlandに四カ所認められていた。27 EDW. III. STAT. 2. c. 1. なお、この制定法の現代英語訳については「1 STATUTES OF THE REALM (1993 Reprint) 332-343.
- (14) この制定法の第八条は「次のように規定している。すなわち、「…市長及び執行官は、指定市場の存する都市において、指定市場にかかると人及びあらゆる種類の物に関する裁判管轄権 (jurisdiction and Cognisance) を有する。指定市場にくる商人、その召使 (Servants) 及び従者 (Meyn) は、指定市場において、指定市場にかかるとあらゆる物について、この国のコモン・ローによってではなく、かつ都市、自治都市及びその他の町の慣習によってではなく、商慣習法によって統治される。彼ら「商人、その召使及び従者」は、指定市場にかかると金銭債務、契約及びトレスパス訴訟に関して、前記の場所における裁判所に提訴すること、及び提訴されることとはな」す。 *Id.*, c. 8.
- (15) 1 SIR WILLIAM HOLDSWORTH, A HISTORY OF ENGLISH LAW (1903) 542.
- (16) 当該外国商人のうち一名は北から、もう一名は南から来た者の中から選ばれる。 27 EDW. III. STAT. 2. c. 24.
- (17) Gross, *op. cit. supra* note 1, at xxvii.
- (18) HOLDSWORTH, *op. cit. supra* note 15, at 530.
- (19) 今回、参照した史料の中では「セルデン協会の『商慣習法判例選集』の第一巻が、国王の裁判所以外での商慣習法判例を扱っているが、収録されている裁判例の大部分がセント・アイヴズ市裁判所のそれであるため、本稿で例示するのもその大部分がセント・アイヴズ市裁判所の裁判例である。その意味で、史料が偏っており、本稿での議論を全面的に一般化することはできないが、セント・アイヴズの例が、全くの特殊な例とも考えられない。」
- (20) Gross, *op. cit. supra* note 1, at 132-133.
- (21) *Id.*, at 134.
- (22) *Id.*, at 11.
- (23) ただし、後の記録も勘案して判断すると、二つの地域から召喚された陪審は、合同して告発をなしたのではなく、別個に告発

をなしていたようである。たとえば、一三〇二年五月一日の記録を見ると、告発の記録が二段に分かれており、まず「ブリッジ・ストリート」の陪審」を主語として五件の告発が記され、次いで「グリーン」の陪審」を主語として三件の告発が記載されている。

Gross, *op. cit. supra* note 1, at 84

- (24) 当時の陪審員の構成については、拙論、インクランドにおける陪審の展開(一)及び(二)、國學院法學第三二卷第四号及び第三三卷第四号参照。

(25) Gross, *op. cit. supra* note 1, at 18.

(26) *Id.*, at 80-81.

- (27) この制定法の第八条は、次のように規定している。すなわち、「…商人またはその代理人(Minister)の間で、指定市場の市長の面前において訴答または論争が行われ、その真実が審理される場合には、インクレストまたは拳証(Proof)が行われるものとする。…一方当事者及び他方当事者が外国人である場合には、それは、外国人によって審理されるものとする。一方当事者及び他方当事者が国籍取得者(Denizens)である場合には、国籍取得者によって審理されるものとする。一方当事者が国籍取得者であり、かつ他方当事者が外国人である場合には、インクレストまたは拳証の半数は国籍取得者で、残りの半数は外国人であるものとする。」 27 Edw. III. STAT. 2. c. 8.

(28) 546 & 547 "Jury de medietate lingue" である。これについては、項を改めて述べる。

(29) 17 Edw. IV. c. 2. 547 "この制定法の現代英語訳については、1 STATUTES OF THE REALM (1993 Reprint) 461-462.

(30) Gross, *op. cit. supra* note 1, at xxiv-xxv.

(31) *Id.*, at 23-24.

(32) *Id.*, at 25-26.

(33) この事件では、原告は、牛と豚を売買する捺印契約が不法に破棄されたと主張した。*Id.*, at 80.

(34) *Id.*, at 72-73 そのほかにも、市が開催されている間、家を賃貸する契約に反して、期間が終了する前に家から排除されたことに對して訴えをおこなった一二九一年五月二八日の事件などがある。*Id.*, at 49.

(35) *Id.*, at 24.

(36) *Id.*, at 17.

(37) トレスパス訴訟において、損害の賠償を求められた被告に対して、陪審が「有罪(culpabilis)」との評決を下すこともある。*Id.*,

- at 97. ちなみに当該訴訟では、原告は損害賠償として一二ペンスを勝ち取り、さらに加えて被告は二シリングの罰金を科せられている。
- (38) *Id.*, at 2-4. ただし、市が開催されている間に彼が所持していた商品のうちの三分の二は、リンのロジャー・ワーリンワース (Roger Worlingworth) のものであるから、ロジャーが出廷してカーリアの訴えに応じるまで、留置されるものとされた。
- (39) *Id.*, at xxiv.
- (40) *Id.*, at 84.
- (41) *Id.*, at 16.
- (42) *Id.*, at 74-75.
- (43) *Id.*, at 92-93.
- (44) *Id.*, at 74-75.
- (45) *Id.*, at 106-107. そのほかにも、一二八七年四月二八日には、癩患者を自宅に迎え、及び売春婦を買った者が告発され、六ペンスまたは一二ペンスの罰金が科せられた旨（ただし、三件中、一件は被告発者が貧しいことを理由に免除）が記録されており、また、一三〇二年五月一六日には、堆肥を高く積み上げ、通行を妨害した者が、やはり告発され、六ペンスの罰金を科せられた例がある。*Id.*, at 14 and 84.
- (46) 刑事審理陪審の成立については、拙論、イングランドにおける刑事審理陪審の成立、國學院法学第三〇巻第四号を参照。
- (47) 神判が広く行われていた時期にあっても、女性による私的訴追事件は、双務的な神判、すなわち、決闘による証明にはなじまないものとされていた。
- (48) Gross, *op. cit. supra* note 1, at 38-39.
- (49) 告発を取り下げたことにより、アリスは投獄され、結局、一二ペンスの罰金を支払っている。
- (50) Gross, *op. cit. supra* note 1, at 48-49.
- (51) *Id.*, at 106. 被告発者には六ペンスの罰金が科せられている。ただし、「侮辱」の具体的内容は分らない。
- (52) *Id.*, at 107.
- (53) 実際には、出廷しなかった者は四名なのであるが、一名は罰を免除されている。ただし、理由は不明である。*Id.*, at 42.
- (54) より詳細に言えば、一名は、出廷したが宣誓を行わなかったために法廷侮辱とされ、一名は、六ペンスを支払って陪審となる

- ことを免除され、一名は、出廷しなかったのである。 *Id.*, at 83.
- (55) *Id.*, at 87-88.
- (56) この裁判が行われているセント・アイヴズのブリッジ・ストリートの市は、一二九三年にエドワード一世よりラムジーの大修道院長及び修道会に対して、毎週月曜日に開催することが許されたものである。一四二九年三月五日は月曜日ではなく、土曜日であるので、訴訟記録の表記の誤りである可能性が高い。
- (57) 裁判記録には、二件の延期が記されているが、理由が示されているのは最初の一件のみである。しかし、同じ理由を記すことを省略しただけと考えられるので、後の方も、陪審員の不足によるものと考えられる。Gross, *op. cit. supra* note 1, at 121-122.
- (58) *Id.*, at 88-89.
- (59) 各陪審員に二シリングずつの罰金が科せられたのか、陪審全体に総額二シリングの罰金が科せられたのかは、明確でない。後者の場合、陪審が一二名で構成されていたとすると、各二ペンスの罰金ということになり、やや軽微すぎるようにも思われる。 *Id.*, at 18.
- (60) *Id.*, at 84.
- (61) *Id.*, at 91.
- (62) 2 Sir Frederick Pollock & Frederick William Maitland, *The History of English Law* (1898 2nd ed.) 626.
- (63) 陪審に判断を委ねるにあたって、当事者双方が同意すべきことを示す例としては、不法留置に関して、一二九一年五月一日、同年六月一日、及び同年六月四日の記録があり、トレスパスに関して、一三〇〇年五月三日の記録がある（ただしこの事件では、当事者が後に許可を得て和解しているので、陪審は召喚されなかった）。Gross, *op. cit. supra* note 1, at 31, 52-53 and 78-79.
- (64) *Id.*, at 66-67.
- (65) 当事者は、結局和解している。 *Id.*, at 85-86. この訴訟では、両当事者が判断を委ねたのは、「商人及びその他の者の判断 (judicium mercatorum et aliorum)」ではなく、「商人及び近隣の者からなる陪審 (mercatores et vicinos juratos)」やインクエスト (inquisicione) ではない。これは、判断を委ねられた内容が、事実に関するものではなく、商慣習法に関するものであるためであると思われる。
- (66) *Id.*, at xxxv. ちやうど、このことは、陪審をどう定義するかによる。
- (67) Pollock & Maitland, *op. cit. supra* note 4, at 467.

- (88) 2 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 48. そのほかにも、ケントの法に関する判断のために騎士が陪審に加えられた例などもある。3 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 9.
- (89) 聖ジョン祭の日曜日、五月六日。記録に記述はないが、ウォルターは祭の当日に当該馬を購入したと主張したものとと思われる。Gross, *op. cit. supra* note 1, at 38.
- (90) この判決は、五月二日に下されている。その記録には、ウォルターの主張及びその主張を疑う理由が幾分か詳細に記されている。まず、ウォルターの主張については、彼は、差し押さえの前の日曜日にテムプスフォード村において、手付け金を支払うことによつて当該馬をオースチンから購入したとされている。また、その主張を疑う理由としては、ウォルターは悪い評判を有する者であること、当該馬を購入するだけの財産を有していなかったこと、及びオースチンから馬を購入したのは、ウィリアムをだます目的でなされたものであることなどが挙げられている。 *Ibid.*, at 44.
- (91) 市を開催する領主に代わつて裁判を主宰していた者。
- (92) 記録によると、「そもそもまな共同体から商人が召集され」、彼らの下した結論は、次のとおりである。すなわち、ウォルターが執事により召喚されたインクェストに事実の判断を委ねたことはなく、また、商慣習法にしたがつて馬の売買を証明するとしているのであるから、ウォルターは、証明のために選ばれた良きかつ信頼し得る者と三人で出廷すべきであるというものである。ここで、「証明のために選ばれた良きかつ信頼し得る者と三人で出廷すべき」とは、二名の雪冤宣誓者を伴だつて出廷すべきということである。ウォルターは、裁判所の求めに応じること成功し、その結果、ウィリアムは、虚偽の訴えをなしたことにつき罰金を科せられた。Gross, *op. cit. supra* note 1, at 44-45.
- (93) 原告は訴訟維持保証人 (pledge) を選任できないほど貧しかったことが、出廷しなかつた理由の一つと考えられる。 *Ibid.*, at 74.
- (94) 陪審は、当該トレスパスが、被告の二名ではなく、別の者によつてなされたものであり、被告に対してなされた叫喚追跡 (hue) は、理由なくなされたものであると述べ、被告二名は、即時釈放されよう (go thereof without a day)。 *Ibid.*
- (95) 46 SELDEN SOCIETY: 2 HUBERT HALL, SELECT CASES CONCERNING THE LAW MERCHANT A.D. 1239-1633 (CENTRAL COURTS) (1930) xii-xiii, and Gross, *op. cit. supra* note 1, at xxv.
- (96) HALL, *op. cit. supra* note 75, at x. xiii.
- (97) このような商慣習法事件に関する国王の裁判所の上訴管轄権は、否認され、または疑問視されたこともあったといわれる。

Gross, *op. cit. supra* note 1, at xxxv.

(78) Hall, *op. cit. supra* note 75, at xix.

(79) 手続の実態をよく示す例としては、一二四二年のイースタ開廷期の記録に記載されている次のような事件が存する。すなわち、「聖エドモンド (St Edmund) のヘイリフであるジェラム (Geham) のトーマス (Thomas) 及びロバート・ポウフォ (Robert Beaufoe) は、アレクザンダー・リーズ (Alexander Rese) が前述トーマスに負っている金銭債務を理由とする、マーティンの息子の子のロジャー (Roger son of Martin) による訴訟に応じるために、拘束された。彼らは、ロジャーが聖エドモンド市の際に前述アレクザンダーに預けた二六マークの価値を有する、同ロジャーの物品及び商品を取り、国王の平和に反してそれらを持ち去ったとされた。そして、そのように持ち去られた物品及び商品を、彼らは不当に留置している云々」と主張されている。さらに、同ロジャーは、第二六治世の聖エドモンド市の間に、彼が当該市において彼の衣服を販売するために、前述アレクザンダーを雇用していた際に、前述トーマス及びその他の者がやってきて、聖エドモンドの町にある前述ロジャーの店舗に入ってきた。そして、彼らが主張するところの、前述アレクザンダーが前述トーマスに負っている金銭債務を理由として、ロジャー自身の所有する衣服、物品及び商品を取り、持ち去った云々。それによって、彼「ロジャー」は、二〇ポンドの損害を被ったと主張する。トーマス及びその他の者は出廷し、力の行使、権利侵害、損害及びすべてについて否認した。そして、「トーマス」は出廷して、彼がロジャー自身のいかなる商品も取っていないことについて良き抗弁をなした。しかし、彼は、前述アレクザンダー・リーズが商人であり、聖エドモンド市に彼の商品とともにやってきたこと、及び「アレクザンダー」がかねてより彼に対して三七ポンドの債務を負っており、当該債務の支払いを拒否したことをまさしく主張する。前述トーマスが前述の市にやってきて、商人の判決により、同アレクザンダーが前述した彼の債務を弁済するまで、アレクザンダー自身の商品及び衣服を獲得したこと、したがって、当該商品は、同ロジャーの主張するようにロジャーのものではなく、前述アレクザンダーのものであると主張する。そして、彼らは、それらについて県の陪審に委ねる。さらに、ロジャーは、当該商品及び当該衣服は、彼自身のものであって、前述アレクザンダーのものではないと主張する。そして、彼は、それについて県の陪審に委ねる。トーマスも同様である。したがって、シェリフは、真実を得るためにノフォーク及びサフォークから一二名を、彼「シェリフ」と県裁判所における国王の訴訟の維持者の面前に召喚することを命じられた。」。 *Id.*, at 3-4.

(80) たとえば、一二二四年のユダヤ教徒による殺人事件に関する訴訟では、私訴を受けたユダヤ人の審理に、一八名のキリスト教徒と一二名のユダヤ教徒があたつてゐる。 II PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1955) 529

-530-

- (1) HALL, *op. cit.* *supra* note 75, at xx-xxi.
- (2) ホールは“Feytur”は“詐欺師を意味する“faiour”とのニックネームであるか、単に“facture”なのではないかと推測してゐる。
- (3) HALL, *op. cit.* *supra* note 75, at 79-80.
- (4) *Id.*, at 90-91 and 151-153.
- (5) たとえば、大アサイズ、新侵奪不動産占有回復訴訟、世俗保有地・自由寄進保有地確定訴訟、及び相続不動産占有回復訴訟を想定された。
- (6) 『商慣習法判例選集』第二巻及び第三巻の編者であるホールによれば、陪審が召喚される場合には国王の令状が発せられていたとされる。市裁判所のような地方の裁判所の記録が残存しているのは、国王の令状が、訴訟の記録を作成することを求めているためと云うことである。HALL, *op. cit.* *supra* note 75, at x.

私の大学時代の恩師である新井正男先生が、本年の三月をもって中央大学を定年退職された。先生の退職にあたり、これまでの公私にわたるご高配に改めて感謝の意を表すると同時に、この小論を捧げたい。